

令和元年第3回板倉町議会定例会

議事日程（第3号）

令和元年9月20日（金）午前9時開議

- 日程第 1 認定第1号 平成30年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 2 認定第2号 平成30年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 3 認定第3号 平成30年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 4 認定第4号 平成30年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 5 認定第5号 平成30年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 6 請願第1号 前橋地方裁判所太田支部での労働審判実施を求める意見書の採択に関する請願について
日程第 7 報告 事務事業評価結果について
日程第 8 閉会中の継続調査、審査について

議事日程（第3号の追加1）

- 日程第 7 発議第4号 前橋地方裁判所太田支部での労働審判実施を求める意見書の提出について

○出席議員（12名）

1番	小野田	富康	議員	2番	亀井	伝吉	議員
3番	森田	義昭	議員	4番	本間	清	議員
5番	小林	武雄	議員	6番	針ヶ谷	稔也	議員
7番	荒井	英世	議員	8番	今村	好市	議員
9番	黒野	一郎	議員	10番	青木	秀夫	議員
11番	市川	初江	議員	12番	延山	宗一	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗原	実	町	長
中里	重義	副町	長
鈴木	優	教育	長
落合	均	総務課	長
根岸	光男	企画財政課	長
丸山	英幸	税務課	長

峯	崎		浩	住 民 環 境 課 長	
橋	本	宏	海	福 祉 課 長	
小	野	寺	雅	明	健 康 介 護 課 長
伊	藤	良	昭	産 業 振 興 課 長	
高	瀬	利	之	都 市 建 設 課 長	
多	田		孝	会 計 管 理 者	
小	野	田	博	基	教 育 委 員 会 長
伊	藤	良	昭	農 業 委 員 会 長	

○職務のため出席した者の職氏名

小	林	桂	樹	事 務 局 長	
川	野	辺	晴	男	庶 務 議 事 係 長
福	知	光	徳	行 政 庶 務 係 長 兼 議 会 事 務 局 書 記	

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○延山宗一議長 おはようございます。

本日は定例会の最終日です。直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○延山宗一議長 初めに、諸般の報告を行います。

総務文教福祉常任委員長より委員会付託案件の審査報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、予算決算常任委員長より委員会付託案件の審査報告及び事務事業評価結果の報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

○認定第1号 平成30年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成30年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成30年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成30年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成30年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○延山宗一議長 これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、認定第1号 平成30年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第2、認定第2号 平成30年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第3、認定第3号 平成30年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第4、認定第4号 平成30年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第5、認定第5号 平成30年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、以上5議案を一括議題といたします。

この5議案は、予算決算常任委員会に付託されておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

森田予算決算常任委員長。

[森田義昭予算決算常任委員長登壇]

○森田義昭予算決算常任委員長 それでは、予算決算常任委員会に付託されました案件につきまして、9月13日から18日まで、3日間をかけて審査を行いましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

本委員会に付託された案件は、認定第1号 平成30年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第5号 平成30年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの5件であります。

初めに、審査の内容について申し上げます。審査に当たりましては、各会計の担当課長、係長から説明を受け、質疑応答を重ね、慎重なる審査を行いました。

詳細につきましては、各議員十分ご承知のことと思いますので、省かせていただきます。

次に、審査結果について申し上げます。

認定第1号 平成30年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものと決

しました。

次に、認定第2号 平成30年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号 平成30年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号 平成30年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号 平成30年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○延山宗一議長 委員長による報告が終わりました。

初めに、認定第1号 平成30年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより認定第1号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、認定第1号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第2号 平成30年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより認定第2号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、認定第2号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第3号 平成30年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより認定第3号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、認定第3号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第4号 平成30年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより認定第4号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、認定第4号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第5号 平成30年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより認定第5号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願いま

す。

[起立全員]

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、認定第5号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

○請願第1号 前橋地方裁判所太田支部での労働審判実施を求める意見書の採択に関する請願について

○延山宗一議長 日程第6、請願第1号 前橋地方裁判所太田支部での労働審判実施を求める意見書の採択に関する請願についてを議題といたします。

本請願については、総務文教福祉常任委員会に付託されておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

小林総務文教福祉常任委員長。

[小林武雄総務文教福祉常任委員長登壇]

○小林武雄総務文教福祉常任委員長 総務文教福祉常任委員会に付託されました、請願第1号 前橋地方裁判所太田支部での労働審判実施を求める意見書の採択に関する請願についてにつきまして、9月12日に審査を行いましたので、その経過及び結果について報告いたします。

初めに、審査の内容について申し上げます。審査に当たりまして、事前配付の請願文書表により、請願の趣旨及び内容を確認の上、委員全員から意見を聴取し、慎重なる審査を行いました。

次に、審査結果について申し上げます。

労働審判制度は、裁判所において労働者と使用者との間の民事に関する紛争を解決する裁判所における手続で、審理回数3回以内、また審理期間は申し立てからおおむね3カ月以内で結審することから、迅速な紛争解決手段として評価の高い制度であるが、板倉町や東毛地区の住民が、この労働審判制度を利用するためには、群馬県内では唯一実施されている前橋地方裁判所本庁に赴く必要があり、距離的、時間的に大きな制約を受ける状況となっている。

また、2016年度に寄せられた労働問題の相談件数を見ても、前橋総合労働相談センターが845件に対し、太田総合労働相談センターは1,218件と大きく上回っていることや、前橋地方裁判所本庁管内の人口約69万人に対し、前橋地方裁判所太田支部及び同裁判所桐生支部管内の人口は約56万人であり、本庁管内に近い人口を有していることから、前橋地方裁判所太田支部においても、前橋地方裁判所本庁に匹敵する事件数が見込まれる状況にある。

以上の理由により、各委員からは、板倉町民の労働審判制度利用の利便性向上につながる前橋地方裁判所太田支部での労働審判実施の必要性は高いとの意見が多数を占め、採決の結果、委員全員の賛成により、採択すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○延山宗一議長 委員長による報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより請願第1号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は採択であります。委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、請願第1号は、委員長報告のとおり採択となりました。

ここで、暫時休憩いたします。

自席での休憩をお願いいたします。

休 憩 (午前 9時13分)

再 開 (午前 9時15分)

○延山宗一議長 再開いたします。

○日程の追加

○延山宗一議長 先ほど小林武雄議員から、発議第4号の提出があり、お手元に配付いたしました。

お諮りいたします。これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 異議なしと認め、発議第4号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

○発議第4号 前橋地方裁判所太田支部での労働審判実施を求める意見書の提出について

○延山宗一議長 日程第7、発議第4号 前橋地方裁判所太田支部での労働審判実施を求める意見書の提出についてを議題とし、提出者より提案理由の説明を求めます。

小林議員。

〔5番 小林武雄議員登壇〕

○5番 小林武雄議員 それでは、発議第4号 前橋地方裁判所太田支部での労働審判実施を求める意見書の提出についてを説明させていただきます。

この意見書の提出につきましては、請願第1号の採択に伴い、地方自治法第99条の規定により提出するものであります。

提出先につきましては、最高裁判所長官、前橋地方裁判所所長でございます。

意見書につきましては、議会事務局長に朗読をお願いいたします。

以上で説明を終わりますが、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○延山宗一議長 それでは、意見書を議会事務局長に朗読させます。

○小林桂樹事務局長 それでは、命によりまして朗読をさせていただきます。

前橋地方裁判所太田支部での労働審判実施を求める意見書。

労働審判は、裁判官と民間の労働審判員とで構成される労働審判委員会が、労働者と使用者との間の民事に関する紛争を解決する裁判所における手続きであるが、原則3回の手続において解決が図られるため、迅速な紛争解決手段として評価が高い制度である。

ところが、現在、群馬県においては前橋地方裁判所本庁（前橋市）において労働審判が実施されているものの、同裁判所管内支部においては労働審判は実施されていない。とりわけ、太田支部管内で労働審判が行われていない不都合が著しい。

前橋地方裁判所太田支部（太田市・館林市・邑楽郡）の管内人口は40万1969人、桐生支部（桐生市・みどり市）の管内人口を併せると56万3927人となり、前橋地方裁判所本庁（前橋市・伊勢崎市・渋川市・北群馬郡・佐波郡）の管内人口である69万3528人（いずれも2017年10月1日現在の統計）に近い人口を有している。

また、太田支部管内の製造品出荷額は、2017年工業統計調査によると約4兆3813億円であり、群馬県内の本庁・支部管内の中ではもちろん、北関東（群馬、茨城、栃木）の本庁・支部管内においてもトップであること、太田支部管内には、日系ブラジル人を含めた外国人労働者の割合が高いことから、解決すべき労働問題が多く発生している。

2016年度の総合労働相談コーナーにおける総合労働相談件数は、太田総合労働相談センターにおいて1218件であり、本庁所在地である前橋総合労働相談センターの相談件数（845件）をはるかに上回っている。

このように、前橋地方裁判所太田支部においては、前橋地方裁判所本庁に匹敵する労働審判の需要が見込まれるところである。

ところが、前橋地方裁判所太田支部管内から前橋地方裁判所本庁へ移動は、公共交通機関としては、直通の電車がなく乗り換えが必要であり、片道1時間半以上かかる（特に、板倉地区からの移動時間は2時間を超える）ことから、労働審判制度の利用が大きく制限されている。この状況を踏まえると、太田支部管内地域においては、労働審判実施の必要性が高いにもかかわらず、距離的・時間的負担からせっかく評価の高い労働審判制度を利用しにくい状況にある。よって、前橋地方裁判所太田支部において労働審判手続の実施を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月20日。群馬県板倉町議会。

最高裁判所長官、前橋地方裁判所所長宛てでございます。

以上で朗読を終わります。

○延山宗一議長 お諮りいたします。

本案につきましては、質疑、討論を省略して採決したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 異議なしと認めます。

これより発議第4号について採決いたします。

本案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

〔議長〕と言う人あり]

○延山宗一議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 文中下段の「ところが」から始まるところですけれども、「前橋地方裁判所太田支部管内から前橋地方裁判所本庁へ移動は」というところが、「への」という「の」の追加によって文中つながりやすいかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○延山宗一議長 お諮りいたします。

ただいま針ヶ谷稔也議員から追加の文言があればいいなということのお話がありました。皆様から、それにかかわりまして何かありましたら、お願いをいたします。

お諮りいたします。ただいま針ヶ谷議員の文言の追加ということに対して異議のある方。

〔異議なし〕と言う人あり]

○延山宗一議長 ただいま異議なしということがあるわけなのですけれども、それでは追加の文言を入れるということによろしいでしょうか。

[何事か言う人あり]

○延山宗一議長 それでは、暫時休憩をいたします。

休 憩 (午前 9時24分)

再 開 (午前 9時25分)

○延山宗一議長 それでは、再開をいたします。

ただいま事務局長から改めての朗読があったわけなのですけれども、下段のところ、「の」を追加したいということで、異議ありませんか。

〔異議なし〕と言う人あり]

○延山宗一議長 異議なしの声がありましたので、それを追加させていただきます。よろしく願いいたします。

○報告 事務事業評価結果について

○延山宗一議長 それでは、議事を進めます。

日程第8、報告 事務事業評価結果についてを議題とし、予算決算常任委員長より報告を求めます。

森田予算決算常任委員長。

[森田義昭予算決算常任委員長登壇]

○森田義昭予算決算常任委員長 予算決算常任委員長報告。

板倉町議会基本条例運用基準第2条の規定に基づき、令和元年8月28日、29日の2日間、予算決算常任委員会を開催し、平成30年度実施事業の中から各常任委員会で選定した各4事業、全8事業について、事務事業評価を実施いたしました。

評価に当たっては、各常任委員会委員長が事業選定の趣旨を述べ、担当課局長等から事業内容の説明を受けた後に質疑応答を行い、各委員が項目別評価の評価点を決定し、全員の評価点を合計して今後の方向性を3段階に分けました。

その結果、現状のまま継続すべき事業として2事業、見直しの上継続すべき事業として6事業、廃止すべき事業はありませんでした。

事業ごとの評価結果の詳細は、別添の事務事業評価結果のとおりであります。この評価結果を予算決算常任委員会の合議として、次年度以降の予算編成に反映されるよう執行部へ提言していただきたくお願いいたします。

以上を申し上げ、報告といたします。

○延山宗一議長 以上で事務事業評価結果についての報告を終わります。

○閉会中の継続調査、審査について

○延山宗一議長 日程第9、閉会中の継続調査、審査についてを議題といたします。

お手元に配付したとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続調査、審査申出書が提出されております。

お諮りいたします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査、審査に付することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○延山宗一議長 異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査、審査に付することに決定いたしました。

○町長挨拶

○延山宗一議長 以上で今定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 改めまして、おはようございます。長期間にわたりまして、ご審議をいただき、原案を100%お認めいただき、忠言、あるいは提言等ももちろんございましたが、まことにありがとうございました。

閉会に当たり、お礼も兼ねてご挨拶を申し上げたいと思います。台風17号が、また今週末、こちらをうかがうような状況になってまいりました。台風15号でございますが、10日前の開会時には通過直後でございましたので、初めていわゆるこちらを直撃型の、まさに東京湾の真ん中を通過して千葉市に上陸したというコースをたどりました割には、当地域への被害は少なかったと申し上げましたが、3日たち、あるいは5日たち、1週間たつ今日、もう10日もたっているわけですが、進路右側に当たる千葉県に大きな、特に風の被災が、ご承知のように明らかになり、家屋全壊も含めた屋根の被害が想像以上、約2万世帯を超えるだろうというようなことも言われておりまして、想像を絶する被害であったというようなことも言えようかと思わずし、加えて送電塔や電柱や樹木の倒壊がより大きく、停電の復旧がいまだ完全復旧には至っていないとい

うことであり、現在で2万戸、2万件もの停電状況が続いているということで、長い人では、さらにまだ四、五日はかかるだろうということで、2週間余にもわたって、そういう状況が続いていること、一刻も早く脱出させようと関係者の懸命な努力も続いておるわけではありますが、同情を申し上げる以外の何物でもないというふうに思います。

最も厳しいケースでは、そういった大変ながらも、厳しいケースに耐えながらもということで、お見舞いを申し上げながら、停電の長期化ということは、理論的には予測は常にされるわけではありますが、それでも電化が進んでいる現在の我々の生活への影響は、まさに想像を絶する形でありまして、産業のストップということも含めて、大変さが身にしみるといふ、実感として感じるところであります。

そのほかに、いわゆる人命を預かる病院やごみの処理、あるいは水道の浄化、あるいはその他の電源も含めた動力の供給等においても大きな課題を残しているわけでありまして、復旧が長期にわたったことで、県の対応が余りにも遅いとか、それに伴って国も全くとか、町もとか、批判もこのところ出てきているようでもありますので、私どもも他山の石として、しっかりと自分のこととして、他山の石ではありますけれども、後学のために、しっかりとそういった推移も含め、役立てようと思っております。

同じく開会の挨拶で申し上げました、イラン問題にも触れましたが、ドローン攻撃でサウジの油田が炎上し、輸出量、サウジアラビアの2分の1に影響が出るような状況ということで、もはや米国も臨戦態勢に入っている。あるいは需要期に向かって、原油がさらに暴騰するおそれもあるというものも含め、常にアラブで出来事が、そういったことが紛争につながるような出来事があるたびに我が町の、例えば施設園芸農家も含め、必ず大体需要期にそういったものが起こってきますので、そういう意味では、小さい意味での、我が町から、あるいは大きい意味では世界全体が緊張の状況をたどりつつあるというようなことであろうというふうに思っております。

また、今議会中、ご承知のように安倍第2次改造内閣が船出をし、「目玉、小泉進次郎環境大臣」とか、「在庫一掃内閣」とか、「お友達内閣で改憲に一直線か」とか、「歴代1位 最長不倒政権続く」等の見出しの中で再出発をしたようでもあります。消費税導入直前ではありますが、台風、あるいはただいまの内閣も含め、いろいろな諸状況にプラスして韓国の対日感情の問題、あるいは香港の自由を守るという対中の関係も加わって、他のニュースが余りにも盛りだくさんでありますので、肝心の消費税関係のニュースは少ないようでございます。

また、県政も知事がかわり、早々に県庁の32階に知事の考えを発信する基地としてのスタジオの計画が1億何千万か予算づけされたようでもありますし、今までこういったものがなかったこと自体が信じられないという新知事の発想について、これから県の評価がどう変わっていくのか、このスタジオの運用、あるいは使われ方次第であろうとも思いますし、またご承知のように豚コレラが近県で猛威を振るいつつある中で、我が県も必死になってという防御作戦を知事を中心に対応されているようでありまして、既に県内全体の豚舎周りを県内全域、板倉町でも該当が2件、豚舎の数で5団地というか、そういうことでもありますが、それらも含め、全ての豚舎周りを柵で囲うというようなことに加え、ワクチンを農水省、あるいは担当省のほうへ導入を進めるというような動きも活発にされておるようでありまして、豚舎の関係の予算が約4億円というようなことも既に専決でおつけになられたようございまして、農政部長が先般我が町にも直接突然参りまして、ご理解をいただきたい。

ついては、国が50、県が25ということで、幾分か町の負担も仰げればというような内容での来庁でございまして、確定ではございませんが、邑楽郡内、千代田町、大泉町は豚を飼っておられる農家が最近いなくなったということで、除く館林市も含め1市3町で、この町がどれだけのものを補助するかということについての担当の話し合いを重ねておりまして、いろいろ諸般、理由も含め、事例もあるようでございますが、今の時点で、おおむね15%、国50、県25、町が、自治体が15、残り10をケースによって農協出しをしている養豚農家には農協が5、個人負担5、農協出しをしない場合は個人負担10というような形で、その柵の費用を分担して早急に対応するというような話になっているようでございまして、いずれにしてもそれも含め、先般当町へ内密でということで、知事が直接おいでになり、私も町長室に寄っていただきたいと言ったのですが、内密なのでということで、足早に次の行き先は改めて言わなかったわけですが、移動されたわけでありまして、その折、ニュータウンの視察や関連諸問題等々にもちょこっと電話で連絡を入れていただきましたので、お話を申し上げたところでございますが、いずれにしても令和2年度予算に知事カラーがどう出るか、楽しみなどころでもございます。

また、別添、別に今月中、できればお会いしたいというようなことで、山本知事に今調整を入れさせていただいておりまして、ニュータウン関連の問題等々県の姿勢に対して大きく物を言うチャンスでもあるということかなと思っております。第2次政権が誕生する前に、一番最初のときでありますので、突っ込んだお話し合いをさせていただけるかどうか、今月中に調整の実現をお願いしているところでございます。

また、今議会におきましては、ただいままで議案第22号から第38号まで、人事案件も含め全議案原案どおり可決をいただき、ご審議をいただいたところでございます。また、一般質問では、森田氏、本間氏、青木氏、今村氏、各議員の4名から貴重な質問をいただきました。いずれも今後の町政に役立たせていただきながら、対応していければというふうに思っております。

青木氏の一般質問について見解を述べさせていただきます。協議会最初に、青木氏いわく、協議会最初に五十数項目を議論する、52項目だったと思うのですが、五十数項目を議論するとみずから決めておきながら、途中30項目前後で休会にしたのは協議会軽視、あるいは法定協の民主的議論を封じた。議論をさせなかったのは非民主的であり、中でも幹事会の中里副町長の発言を見ると、責任は重大であると。いわんべく申されましたが、いろいろ調査ももちろん我々はしているのですが、例えばしばらく前の話ですが、西邑楽3町、24項目のうち14項目程度で暗礁に乗り上げ、御破算。大平町、岩舟町では54項目中14項目で途中切り上げ。また、違う例ですが、加須市、騎西町では、ほぼ、ですから約100%に近く協議が調うも、住民投票で話を持ちかけた加須市側の否決によって決着破談。その他全国の例を見ましても、話し合いで歩み寄れない場合、その時点で休止となっております。最後まで協議会で議論すべきであるということも、もちろん理解できなくはありませんが、決してこのことが、我が協議会が例外ではございません。したがって、非民主的運営であるというようなことのご指摘は当たるのかどうかわかりません。

ご承知のように14回、法定協の経過説明で、幹事会で合意に至れない、その理由をしっかりと協議会に説明し、これ以上の議論は、今の時点ではできないということをお願いし、説明し、第15回合併協議会でお諮りいただくということを踏まえて、各委員の発言も十分にいただいた中で、両首長、私どもも本来であれば委員でありまして、双方12名ずつおるわけでありまして、やむを得ず両首長を除く出席委員、欠員もおりましたので、19名の表決の結果、休止に賛成が15名となり、3分の2以上の圧倒的特別議決で決定したものであ

りますから、協議会は、たとえ青木氏の考え方は考え方として、それは私も聞きおきますが、決して軽視であったとは思っておりませんし、最大限重視をした方向性で踏んできているというふうに思っております。

もちろん、民主的議論上の手続も一つ一つ踏襲されていると思っておりますし、したがってこの点からも全体として、こういうのはいいのかどうかという議論はあろうかと思いますが、理想的には、こうすべきでないかとかという議論はあるかと思いますが、途中経過の中での発言を抜き取って、裁判による検事の被告人訊問みたいなものに受け取れるような個人攻撃は、私はいかがかと思っておりますし、そういったことも含めて的外れであろうと思っておりますし、現在、青木氏のほかには、委員の中で、陰ではどうおっしゃっているかどうかわかりませんが、異論が届いているということはございません。

そもそもこれまで合意された項目も幹事会で調整した上で両首長に開催も含め、内容の了解をいただき、協議会へ上程され、可決という経過をたどってまいりました。6人いる幹事会の中で、幹事長でもない幹事の1人が、1人の意向が、もしその意向そのものが非民主的であり、独裁的であったとすれば、他の5人が、普通でいえば同調するわけでなく、幹事会全体の意向として、幹事長の名でまとめ上げられるはずはありません。青木氏の言われていることは、他の幹事に対しても失礼な話であり、幹事会として意思統一し、長の責任のもと、統一見解として出されているものと見るべきであり、この点も我が町の副町長のひとり舞台的な意味にもとれる個人攻撃はいかがなものかというふうに思います。

幹事会の記録を部分的に抜き出して、確かにそれ一つ一つを見ると、あ、そんな発言をしていたのかということも、私も過去見たときに思ったこともありますし、全て私も事前に協議を副町長以下当町の幹事とも意見交換をしておりますし、全体の流れも把握しておりますし、私自身は、その抜き出して、この発言はいかがかというものを指摘されれば、そのようにとれる可能性もありますが、全体の脈から考えれば、決して私は町のために、ある意味では体を張って、対館林市の考え方を板倉町に同調すべく努力をした結果の、たまたま1こま1こまであるというふうに理解をしておりますし、それはどう判断をし、どう表現をするのも、この世の中ですから、ご自由でありますし、いずれにしても両首長、あるいは幹事会、あるいは協議会全体、全てを通過して、いずれも休止の判断の合意をしたわけでもありますので、その中身については、私ども一応法に照らし、お互いの主張を考え、歩み寄れるかどうかも含め、あるいは協議会に丸投げをした場合、丸投げという表現が適切かどうかわかりませんよ。決められないことは協議会に全て頼むのだというふうな意味を想定して丸投げという言葉を使いますが、協議会に丸投げをした場合も考慮し、首長としての責任を踏まえた上での判断を総合的におろしたと思っておりますので、結果として会長の館林市長名で決定通知が出されているということそのものは全てを物語っているということでもあります。

また、私個人としては、協議会丸投げは、できれば避けるべきだと思っております。そもそも両自治体を代表する委員が非常に少数でありまして、その前段で発議そのものが50分の1の発議でということで、これは法で決まっておりますから、やむを得ないのですが、その発議に対して板倉町、両市町合わせて12名、12名、今回は板倉町は重複があり、あとは発議者を特別に館林市の市長と相談した結果、発議者は入れると不公平であるという議論もありましたが、私は賛成をして、賛成論者で、推進論者であるという立場から、全国でも入れていない例もあるし、入れている例もあるということも含めて入れさせていただきました。

その分、農協の農協長、既に合併をしていると、農協そのものは。ですから、合併に反対という立場が、板倉町の農協の代表と館林市の農協代表が、賛否が分かれるということはあることであろうというこ

とも含め、同数を維持するために、そういった水面下での努力をした結果の、いわゆる発議者も加えて12名、12名でもありましたが、残念ながら板倉町もいろいろな事情もあったのでしょう。1つの役職を重複されたり、いろいろな結果で、10名というのは、2つの館林市に対してのハンディが生まれてしまいました。それに対しても訂正をし、できれば館林市自身も公正な議論をしたいということで、2名を重ねずに出してくれとか、いろいろなお話も来たのですが、議会そのもので否決もされてしまったということも含めて、それは皆さんがご承知のことであろうと思っております、首長まで入れて、そういう12名、12名ですが、今回10名でございます、22名での協議会でありました。

それぞれの自治体の、板倉町側は板倉町側の協議会の委員、館林市は館林市の選出の委員、考えてみると、それぞれの自治体の委員の過半数以上が議論を進めることに賛成でない場合、基本的に協議会は成立しないというふうに私は考えております。片方の代表の、例えば板倉町の代表の委員さんの過半数以上が協議をすべきでないと言われたら、その時点で首長の判断は、それに従わざるを得ないだろうという、それが民主的であろうというふうにも考えるわけでありまして、例えば館林市に対して、館林市さんは、これは推測も入りますが、合併に対して12名全員が賛成でありますから、進めることについては、議論を進めることには賛成でありましょう。

これも例えばですよ。板倉町の10名のうち7名が、原案がどうしても出ないのでは、ここで立ちどまって考えるべきだ、あるいはUターンすべきだという、例えば数字は仮定の話ですが、ここは誤解しないでください。例えば板倉町が7名、審議を進めるのに反対、3名の方が賛成であった場合、板倉町の意味は、板倉町を代表する協議会の委員10名のうち7名が反対であれば反対多数。したがって、この時点で協議をしないことも可能であろうと考えます。しかし、仮に館林市に板倉町の3名が加わると15、館林市、進めろという15になります。賛成の館林市案が協議会では3分の2以上の15名で、特別議決で決まることになります。

このことは、板倉町の少数派が市側と同調すれば、板倉町全体の意思と逆の結論を導き出せるということを含んでおりまして、いわゆる民主的な手法ではないというふうにも思っております、そういう可能性もあるということを含め、いわゆる板倉町の民主主義が成り立たなくなる可能性が出てくるということも含めて、加えて充て職という難しい問題があります。たった1回きりかわって、1回で賛否に答えるとか、15回の中でですよ。その人の1票で、もしかすると板倉町、館林市の命運が決まるというようなことも当然あるわけでありまして、それも仕組みだからしょうがないといえましょうがないのですが、それらも最終的には、いわゆる長の責任も含めて、大局的な判断を加えなくてはいけないだろうなということも含め、最後は首長が預かり、首長同士の話し合いの結果として休止を提案したいということで、その賛否の結果が、先ほど言った、圧倒的、3分の2以上の休止の議決であったらというふうに考えます。

法的に、もしかすると、いろいろ考えると、矛盾だらけの法定協の法律であります。町長にも、どれだけの権限があるかわからない。青木議員が言う、協議会がせつかく協議をするために寄せられる協議であっても、協議会に、先ほど例えば加須市、騎西町のものでありましたが、協議会が完全に合意をしても住民投票が優先するとか、いろいろなもので矛盾があるわけでありまして、そういったことを我々は総合的に判断をせざるを得ないという立場もありまして、今回の休止についての結論を導き出したところでございます。

多分それらも含めて、我々が考えようもないような大きい、広い、深い考え方を学者さんが研究して、この法律ができていのかとも思えるような面もありまして、いずれにしてもそういった意味で、何回か申

し上げますが、副町長一人の責任ではないと、みじんもなく、民主的にのりつた上での議論の結果での休止であろうというふうに思っております。

一般質問で答弁の機会がございましたので、こういった機会を利用させていただいて、率直な意見交換をさせていただくための、栗原実個人としての考えを述べさせていただきました。

そういうことで、あしたからは、秋の全国交通安全運動が始まります。小学校の運動会、あさっては。その場をかりての敬老の集い、敬老の集いも小学校の運動会も、今年、北と南は最後にもなろうかと思っておりますし、それをどういうふうに表現しようかなと今まだ考えておりませんが、あるいは10月13日の町民体育祭、あるいは27日には消防の点検も予定されております。その後、町では町民文化祭、福祉まつり、あるいは商工祭等例年のとおり、これから行事が重なっていくわけでありまして、またその間に議会の皆様方もいつものとおりの研修もあるということも含め、今週中に民生委員さんの研修もございます。これも民生委員さんも小学校の空き教室の利用ということをテーマに、そこの視察を先進地ということで、視察をすることになっておりまして、私も同行させていただく予定でございます。

そういう意味では、お互い忙しい、さらに忙しくなるという、ちょうど時期でもございますので、体調には十分ともども留意をするということで、ご活躍を祈念申し上げまして、ちょっとご挨拶ということでは何でしたが、時間をいただいて、見解を述べさせていただいたところであります。また、いろいろ議論をさせていただければと思います。大変ありがとうございました。

○閉会の宣告

○延山宗一議長 以上をもちまして令和元年第3回板倉町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

閉 会 (午前10時00分)